

第十一章 合名会社開成社

第十一章 合名会社開成社

一、全社員平等の立場

開成社の合資組織は、大正五年以来のものであるが、定款第十二条に当会社は無限責任社員中より社長一名副社長一名を選任すとあつて、およそ六十年間、二人の無限責任社員間で正副社長を交互に独占してきた偏向を正すため、合名組織の下に全社員平等の立場を持つことに改められた。この改定は開成社結社の主旨に還元するものであり、併せて新時代の経営にそうことになる。

二、開成社の特異性

開成社は創立以来百年間、社員出資に対し無配当を立前として、社員二十五人一家は物心両面から郡山発展に寄与することを常としてきた。これは祖考の遺志であり、今後も変えることはないであろう。まして負債を起す、つまり借金をすることは合資、合名会社を通じ定款に禁止するところである。

三、合名会社開成社設立登記

昭和四十二年三月十三日 福島地方務局郡山支局に登記完了。

四、合名会社開成社定款

(会社の性格)

第一条 当会社は大正五年四月二十二日社員一同相会し、神宮の敬祀と田畑の成熟を計り恩賜の山林を基礎とし、その収益を蓄積して他日に備え、開拓企業之精神とその趣旨を永遠に保存せんがため合資会社開成社を設立したが、昭和四十一年四月二十二日その組織を変更し合名会社開成社を設立する。

(目的)

第二条 当会社は下記事業を営むことを目的とする。

- 一、不動産の賃貸及植林
- 一、開拓企業之趣旨にもとづく公益事業
- 一、上記に附帯する事業

(商号)

第三条 当会社の商号は、開成社と称す。

(本店)

第四条 当会社は本店を郡山市中町一四番二十一号に置く。

(資本金)

第五条 当会社は資本金を金二万三千五百円とする。

第二章 社員及び出資額

(社員之氏名、住所及び出資)

第六条 本会社の社員之氏名及び住所並びにその価格は次の通りである。

一金二百五十円也

郡山市字駅前一番地七

山口哲蔵

一金二百五十円也

同 市字稲荷町五十六番地一

安藤昇市郎

一金二百五十円也

同 市字大町三十番地

阿部栄吉

一金二百五十円也

同 市字駅前二番地

横山勝吉

一金二百五十円也

同 市字大町七十七番地

増子ヨイ

一金二百五十円

会津若松市北町大字石堂字上坂ノ下町
甲三四一番地

阿部良治

一金二百五十円也

郡山市字駅前二十九番地

高橋雄吉

一金二百五十円也

同 市安積町日出山字池田九番地

横田貴代子

一金二百五十円也

東京都港区赤坂青山南町六の七八番地

甲斐山忠次

(持分譲渡の制限)

第七 条 社員の持分の全部又は一部を他人に譲渡するには総社員の同意を要す。

但し現在の出資社員以外へ譲渡することを得ず。

(財産出資社員の相続人)

第八 条 社員死亡したる時はその相続人が持分を継承して社員となる。

(金銭による払戻)

第九 条 退社員あるときは出資金額を払戻すことで足りる。但しその当時会社財産に減損ある場合は、その減損の

割合に準じ計算した額を払戻すこと。

第三章 役員

(業務執行社員)

第十条 当会社の社長を業務執行社員とし、当会社の業務を執行する。

社長は総社員の同意によって選任する。

(代表社員)

第十一条 業務執行社員は当会社を代表すべき社員とする。

(任期)

第十二条 業務執行社員の任期は二年とする。但し任期満了の場合においてこれを再選することを妨げない。任期満

了又は辞任により退任した業務執行社員は後任者が就任するまでその職務を行う。

(業務及財産状況の報告義務)

第十三条 業務執行社員は請求あるときは何時でも会社の業務及び財産の状況を報告しなければならない。

(定款変更、その他目的の範囲外の行為)

第十四条 定款の変更、その他会社の目的の範囲外の行為をするには総社員の同意を要す。

第四章 総会及計算

(営業年度)

第十五条 当会社の営業年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものとする。

(定時総会及び計算書類の承認)

第十六条

定時総会は毎年四月二十二日の結社記念日とし、業務執行社員は営業年度の次に掲げる書類を各社員に提出してその承認を求めなければならない。

- 一、営業報告
- 二、貸借対照表
- 三、損益計算書
- 四、財産目録
- 五、その他

(債務の禁止)

第十七条

当会社は債務を起す事が出来ない。

(存立時期)

第十八条

当会社の存立期間は設立の日から満百年とする。

但し総社員の同意を得て継続することが出来る。

(臨時総会)

第十九条

臨時総会は代表社員において必要と認めたる時又は四分の一以上の社員より会議の目的を明示して申出た時は随時召集する。

(総会の通知)

第二十条

総会は会日一週間前に、その目的日時及び場所を代表社員より各社員に通知する。

但し至急を要する場合は前項の期間を短縮する事が出来る。

(議 長)

第二十一条

総会の議長は社長之に当り、社長事故あるときは社員の互選によって議長を定める。

(議決権の代行)

第二十二條 社員はその同一家族又は当社員に限り議決権を委任し、権利を行使せしめる事が出来る。
(議事録の保存)

第二十三條 総会議事の要領は總會の議事録に記載し、代表社員に出席社員二名の記名捺印を得て保存する。

上記合名会社設立のため、この定款を作り各社員記名捺印する。

昭和四十年七月

社員二十五氏名(省略)

五、合名会社開成社内規

昭和四十年七月二十九日の定時總會(開成山大神宮社務所)並に昭和四十一年一月四日の臨時總會(扇屋デパート)に於て定款変更により下記の内規を協議し全員一致可決す。

合名会社開成社内規

- 一、合資会社を合名会社に組織変更する。
- 一、本店所在地を社長宅に変更する。
- 一、資本金は従前通りとする。
- 一、財産出資社員の相続人については新憲法により均分相続であるが、社員の増加と会社創立の趣旨より相続人の内より代表一名がその持分を承継して社員となること。
- 一、業務執行社員は社長がなり代表社員となる。その他の役員は次の通りとする。

社長(代表社員) 一名

副社長(内一名代表社員) 二名

常務理事

一名

理事

若干名

監事

二名

相談役

若干名

一、総会の成立は全社員の半数以上（委任状を含む）の出席を要する。

一、議事の決議は出席社員（委任状を含む）の過半数以上の賛成を要し、可否同数の場合は議長之を決する。

六、合名会社開成社最初の役員

前項合名会社開成社定款付則内規により、昭和四十一年四月二十二日総会において、左の新役員を選任する。

社長 佐藤 伝兵衛

副社長 鳴原 弥作 遠藤 安一郎

常務理事 柳 沼 恒五郎

理事 津野 喜七 橋本 清乃 阿部 カネ

安藤 尚二 橋本 修三

監事 武田 重蔵 横山 勝吉

七、合名会社開成社役員の変更

昭和四十一年九月十日社長佐藤伝兵衛死去により、同年九月十八日新社長に副社長鳴原弥作を選任し、同時に副社長外役員の変更があった。昭和四十九年九月十五日現在役員左の通りとする。（○印は代表社員）

社長 ○鳴原 弥作

副社長	○遠藤 安一郎	柳沼 恒五郎
常務理事	津野 喜七	
理事	安藤 尚二	橋本 修三
	山口 哲藏	阿部 栄吉
監事	武田 重藏	横山 勝吉
		斉藤 久之丞
		阿部 カネ

八、(参考) 開成社略記

本記録は阿部栄吉私藏を柳沼恒五郎(五代)により複製され、その一部分は合名会社開成社定款に引用しあるが、ここに全文を掲げ参考に資する。

明治五年十月 県令安場保和は、安積大槻原開拓の意見を政府に申達する。

同年三年五日 に典事申条政恒外係員を我が郡につかわし開拓事業について商議した。

同年三月十二日 典事申条政恒は阿部茂兵衛、橋本清左衛門、鳴原弥作の三名と鳴原弥作宅に会合し開成山開拓につき

徹夜の討議を重ね決定する。

同年四月二十二日 阿部、橋本、鳴原外有志二十二名結社開拓の願を県庁に差出す。茲に開成社組織の意図成る。

同年十一月三日 遙拝所の造営成り、初めて天長の佳節を祝う。男女郡民の参集六万余人を数える。

同年十二月 新溜池(開成沼)の築塘竣工する。堤塘丘陵に桜樹数万株を植える。

同八年一月 開拓の事業成る。佃戸の住民百余、田畑二百数十町歩の造成を終り、開拓地域を桑野村と呼称する。

同年三月二十七日 開成館建築落成を告ぐ、館の高さ五十尺東西九十尺南北四十八尺、木造三層の洋式建造である。

同九年一月二十九日 前年申請中の皇大神奉祀の議に対し勅許の報に接した。

同年六月五日 竜駕の東北御巡幸に先たち、大久保内務卿来桑し開拓の実況を視察する。卿に頼って猪苗代湖疏水計画

を建言した。

同年六月十六日 明治天皇東北御巡幸の御途次桑野村に行幸、開成館を在所とせられ親しく開拓の事業を御覧になられ功を賞せられ開成社員一同に御対面、右大臣岩倉公を通じ褒詞を賜わる。

同年九月十八日 皇大神靈輿を奉迎する。伊勢神宮庁大宮司田中頼康が護持した五十鈴湖畔丘上に安置し、開成山大神宮の号を奉る。

同十年十二月 政府は内務省技師南一郎平を派遣し、郡内各原野及び猪苗代湖を調査させた。

同十二年三月 政府は奈良原繁を派遣し、各開墾地及び猪苗代湖開削の経営総理に任じた。

同年十月二十七日 伊藤内務卿、松方大藏卿は開成山大神宮に猪苗代湖開削起工式に臨む。

同十四年十月五日 明治天皇輿羽御巡幸御帰還の途、持に桑野村に御駐留、各開墾社の状況を御覧になり、随員の左大臣有栖川宮は猪苗代湖疏水を天皇御名代として視察し、その際開成山大神宮の奉額をお書きになった。

同十五年十月一日 岩倉右大臣、徳大寺宮内大臣、松方内務大臣臨席の上、安積疏水開通式を挙行する。

同十六年四月十三日 開拓事業保護の為め山林八十余町歩を下賜される。

同三十六年十月 開拓の事跡を永久に伝えるため、大神宮社前に建碑、題額は小松彰仁親王、撰文は副島種臣、書は十肥直康である。

同三十七年十月 県産馬組合は五十鈴湖（上の池）堤塘に競馬場を設け、春秋二季競馬会を開催、馬場を囲んで桜樹繁茂し、春は花、秋は紅葉の名所として東北一楽園の名を博し、競馬を中心に遠近からの観客は十万に及ぶにぎわいである。

大正五年四月二十二日 社員一同相会し神宮の敬祀、田畑の成熟、景勝の保存に祈りと感謝と誇りを献げ恩賜の山林収益を基礎として、開拓の趣旨を永久伝存のため開成社を合資組織に変更、合資会社開成社と改称の件決議する。